

千葉県監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成29年6月1日

千葉県監査委員	清	水	謙	司
同	宮	原	清	貴
同	酒	井	伸	二
同	石	井	茂	隆

29千総業第61号

平成29年5月29日

千葉市監査委員 清水謙司様
同 宮原清貴様
同 酒井伸二様
同 石井茂隆様

千葉市長 熊谷俊人

包括外部監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成26年度及び平成27年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により別紙のとおり通知します。

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論

II-3. 公益財団法人千葉市スポーツ振興財団、スポーツ振興課及び公園管理課に係る外部監査の結果

3. 業務委託または指定管理業務について

3-1. 千葉ポートアリーナに係る委託業務及び指定管理業務について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>② 指定管理について</p> <p>イ. 提案事項の重要な変更に関する協議について</p> <p>【スポーツ振興財団・スポーツ振興課】（報告書P97）</p> <p>スポーツ振興財団では平成23年度から給与（役員報酬を含む）・諸手当を削減している。当該削減は、千葉ポートアリーナの指定管理業者の選定に当たり、経費の削減努力を示すために行われたものである。</p> <p>この点について、スポーツ振興財団は、平成25年度以降、税引後当期一般正味財産増減額の黒字を計上したことを理由として、その半分弱の額を給与・地域手当等の削減率の縮小の充当財源として活用している。</p> <p>しかし、スポーツ振興財団は、平成27年度までの指定管理者の選定において、経費の削減を主要な提案事項としていた。また、給与や諸手当の削減率の縮小により、指定管理業務に従事する職員の人件費が増大することになるため、翌年度以降の利益等の還元において影響がある。</p> <p>一方、スポーツ振興課においては、事業報告の中で給与・諸手当の復活を把握したということであったが、人件費総額が提案額を下回る実績となっていたため、提案どおりの実績・成果があったとして認識しており、特段問題視していないということであった。</p> <p>この点、スポーツ振興財団の業績が向上した場合、それに貢献した役職員に対して還元を行うことは、合理的であり、役職員のモチベーションを高めるためにも必要と考えられる。また、役職員</p>	<p>提案事項の重要な変更に関する協議については、「指定管理者モニタリング・評価マニュアル」（平成28年3月業務改革推進課作成）に基づき、毎年、指定管理者が提出する事業計画書や収支予算書の内容と当初の提案書の内容に齟齬がないか、確認をすることとした。</p> <p>また、合理的な理由ということであっても、指定管理者が当初の提案書の内容を変更しようとする場合は、事業計画書等の提出と併せて、変更内容及びその理由を書面で提出するよう、指定管理者に求め、当該変更が合理的理由に基づくものであるかを確認し、事業計画書等を承認すべきか判断することとした。</p> <p>なお、提案書からの変更が大幅なものになるときは、年度評価の際に、選定評価委員会において説明することとした。</p>

に支給する給与・諸手当は、給与規程等に反しない限りにおいて、スポーツ振興財団内部で決定すべき事項でもある。

しかし、スポーツ振興財団は、平成 27 年度までの指定管理者の選定において、経費の削減を主要な提案事項としており、翌年度以降の利益等の還元において影響があるのであるから、それらの削減率を縮小させる場合、所管課であるスポーツ振興課及び選定評価委員会に対して事前に相談等を行う必要があったものとする。

また、スポーツ振興課としては、スポーツ振興財団が選定評価委員会で提案した人件費削減の手法について、削減率の縮小という変更理由の合理性と原因分析の十分性等を所管課として真摯に検討すべきであったものと考えられる。そのためには、スポーツ振興財団においても削減の段階的復活の合理性に係る説得的なデータと理由を準備し所管課へ提出する必要があった。

今後、指定管理において選定評価委員会に対して提示した経営上の提案事項等について変更を行う場合、事前にスポーツ振興課及び選定評価委員会に当該事項の変更をその根拠とともに文書で提出し、必要に応じて適宜協議等されるよう検討されたい。

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

Ⅱ 各論

Ⅱ-4. 公益財団法人千葉市保健医療事業団及び健康企画課に係る外部監査の結果

3. 業務委託または指定管理業務について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③ 利用料金制度の検討等について</p> <p>ア. 診療に伴う患者一部負担の診療費の徴収及び未収金管理について</p> <p>(オ) 市における未収金の督促について【健康企画課】（報告書 P140）</p> <p>未収金の督促については、納期限後 20 日以内に、10 日以内の期限を指定して行い、督促した旨を調定徴収表に記載しなければならない（千葉市予算会計規則第 37 条）。</p> <p>市は、保健医療事業団から報告をうけてから千葉市予算会計規則に従い、速やかに督促状を発送しているということである。しかし、診療費の納期限は受診日当日であり、本来は受診日から 20 日以内に督促を行わなければならないところ、実際の督促状の発送日は平均して受診日から 3 か月後、遅いものでは対象者の住所の特定に時間を要したとの理由で半年以上経過した日であった。また、台帳上は、督促状発送日から 11 日以上後の期限を指定して督促状を発送しているケースが散見された。</p> <p>予算会計規則に従った督促を行われたい。対象者の住所の特定が必要な場合、住所調査の時間を考慮すると 20 日以内の督促は困難であるが、半年もの時間を要するとは考え難い。</p>	<p>市における未収金の督促については、平成 27 年 11 月 18 日に基本協定変更協定を締結し、本市に対する未納者リストの提出期限を「月の翌々月第 1 週」から「診療した翌日から 10 日以内」に改めてからは、予算会計規則に基づき、適正に行っている。</p>

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論

II - 4. 公益財団法人千葉市保健医療事業団及び健康企画課に係る外部監査の結果

5. マネジメント及びガバナンスの仕組みの構築状況等について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① 経営改善計画の改訂について【保健医療事業団】（報告書 P151）</p> <p>現在の経営改善計画（改訂版）は平成22年度から平成25年度までの4年間の集中取組期間としていた。しかし、その進捗状況は概要に掲載した表のとおり必ずしも計画どおりには進んでいない。特に、「財政基盤の整備」の事項で達成できた事項は「基本財産の効率的な運用」だけであり、他の4項目は実施されていないかまたは目標値に達成していない。</p> <p>例えば、寄附金収入を積極的に募集すべき公益財団法人であるにも拘らず、実績としての収益の発生はもちろんのこと、その努力の過程も今回の外部監査では見いだせなかった。次に、看護師養成施設授業料等についても、平成25年度第3回運営協議会において、入学検定料、入学金及び授業料の見直しをせず、当面現状維持の決定をしている。その際に、市からの補助の必要性を主張している。自己収益の充実が求められる公益認定の際の要件（経理的基礎の充実）の意味を再度確認する必要がある、経営の根幹に係わる授業料等の見直しの際の検討に際して、学生等へのアンケート調査等に基づく費用負担感の実態把握とその結果の提出は少なくとも実施すべきであったと考える。そうでなければ経営改善計画に目標として示している補助金依存率の改善（18%）は見込めない。</p> <p>ちなみに、補助金依存率を低下させるためには、収益事業の充実を図る必要がある。すなわち、次期経営改善計画が策定される際にぜひ検討すべき項目として、指定管理事業への利用料金制度の導</p>	<p>平成27年12月に第3期経営改善計画を策定し、目指すべき中期目標を設定した。</p> <p>本計画では、寄附金を積極的に募集する取組みや看護師養成施設の適正な授業料設定などによる自主財源の確保、補助金の逡減による経営の効率化を目標としたほか、査定昇給制度の導入などの人事・給与制度の見直しや看護師養成事業における市内就職率の向上、利用料金制度の研究など、個別事業の改善を目標としている。</p>

入等に向けた市への働きかけが、保健医療事業団の中長期的な経営のためには重要であるものと考ええる。

委託業務の適正化として競争入札の100%実施という、業務の内容から判断して現実的ではない目標を掲げることは自体問題である。委託業務の改善は業務の仕様内容や積算の見直しとモニタリングの充実等にある点を経営者は認識すべきである。

また、「制度基盤の整備」では、市に準じた給与体系及び人事考課制度等が独自のものとして再構築されていない。管理職手当や管理職員特別勤務手当（保健医療事業団職員の特殊勤務手当等の支給等に関する要綱第3条、第4条）についても、市の規定に準じている。更に、看護師養成施設事業では、市内就職率が目標（85%）を大きく下回っており、計画策定段階（70%）よりも低下している（平成25年度で第1看護学科：59.5%、第2看護学科：28.6%）。

このような経営状況であるにも拘らず、平成26年度においても、次期経営改善計画が策定される目途も立っていない。現在の保健医療事業団は経営的には目指すべき中期目標が示されない状態で日々の業務が実施されていることを異常な状況であると認識すべきである。したがって、経営者である代表理事、業務執行理事である専務理事及び常務理事は、少なくとも次期経営改善計画の策定に向けた方針を早急に決定する等のリーダーシップを発揮されたい。

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論

II-6 公益財団法人千葉市みどりの協会及び公園管理課に係る外部監査の結果

2. 業務委託、指定管理業務及び管理許可業務について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① 指定管理業務について</p> <p>ア. 花の美術館の改修等における費用負担の協議について【公園管理課・みどりの協会】（報告書P186）</p> <p>稲毛海浜公園花の美術館の管理は指定管理業務として、指定期間にわたり基本協定書を市と取り交わしている。その基本協定書において、個別修繕に係る費用については、費用の額が1件につき20万円以下である場合には、当該費用が委託料に含まれるものとみなしてみどりの協会が負担するものとし、費用の額が1件につき20万円を超える場合には、市及びみどりの協会における協議の上、それぞれ負担を決定するものとされている（第36条第2項）。</p> <p>基本協定書の記載によると20万円超の修繕を行う場合には、市及びみどりの協会は協議を行いそれぞれの負担を決定することになっている。しかし、上記の案件には、双方の協議がなくみどりの協会の負担とされている工事や仮に協議がなされていたとしても、適切にその協議過程や結果が文書化されていない工事が存在している。このような多額の資金を市所有の施設に投下することは公益財団法人としてのみどりの協会の経理的な基礎の充実に大きな影響を及ぼすものであり、杜撰な処理であったと考えられる。</p> <p>基本協定書において合意されているとおり、費用負担等の協議過程及びその結果について遡って調査した結果を文書として記録し、今後は、みどりの協会の負担とする場合等について、双方の事情を詳記し、公益財団法人として経理的な基礎を犠牲にしても費用をみどりの協会が負担する社会的な意義について明記されたい。</p>	<p>花の美術館の修繕における費用負担の協議については、平成28年度以降、基本協定書に基づき、修繕を行う際は協議書を作成している。</p> <p>なお、費用負担等の協議過程及びその結果については、遡って調査を行い、結果を記録した。</p>

平成26年度包括外部監査

監査のテーマ：市が出資する公益財団法人（8法人）及び財政的援助を与えている公益社団法人（2法人）の出納その他の事務の執行並びにそれらの法人への出資及び財政的援助等に係る所管課の事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 各論

II-6 公益財団法人千葉市みどりの協会及び公園管理課に係る外部監査の結果

2. 業務委託、指定管理業務及び管理許可業務について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>② 管理許可について</p> <p>イ. 稲毛海浜公園プールの改修等に係る公園管理課所管の協議について【公園管理課・みどりの協会】（報告書 P192）</p> <p>都市公園施設管理許可条件書第5条第2項により、施設の修繕については市長と協議して決めなければならないとされている。ただし、申請者の責に帰すべき理由がある場合は、申請者の負担で行わなければならない。</p> <p>そこで、平成23年度から平成25年度までの間に、みどりの協会が負担した20万円超の修繕及び改修等を把握したところ、平成23年度には2,320万円、平成24年度には156万円、平成25年度には4,531万円の規模の工事（3年間合計：7,008万円）が、みどりの協会の資金的及び費用的負担において実施されている。このような工事の中には、20～30万円の修繕工事から1,000万円～2,000万円台の資本的支出に該当する工事まで含まれており、市長協議を求めている「施設の修繕」としてはいささか大きすぎる工事も含まれている。そもそも「修繕」工事を前提とした市長協議であり、資本的支出である「改修」工事等まで含まれているのか、疑問が残る。このような大規模工事の結果取得する資産は、市の財産に付着する資産として、その部分についてのみ、みどりの協会が資産管理を行うことになるが、所管課である公園管理課にとっても本来の財産管理を行っているのであれば、複雑な財産管理となってしまうことが懸念されるはずである。</p> <p>公園管理課は、このような大小の修繕工事から改修工事までをみどりの協会の負担でなされてい</p>	<p>稲毛海浜公園プールの修繕に係る公園管理課所管の協議については、平成27年度以降、都市公園施設管理許可条件書に基づき、修繕を行う際は協議書を作成している。</p> <p>また、管理許可の対象となる施設における修繕については、「民間事業者が管理する市有施設の修繕等の取扱いについて」（平成28年3月30日付け情報経営部長・財政部長通知）に基づき、施設管理者との役割分担を明確にし、市の公有財産の管理を適切に行うこととしている。</p>

ることを事前に把握しているにもかかわらず、都市公園施設管理許可条件書の規定に基づく市長への協議を、一部の項目を除き、実施していない。実施していないために、協議文書も作成していない。

公園管理課はみどりの協会に管理許可を行う前提としての管理許可条件書の規定内容に反する実務を改め、管理許可処分の実施者としての職責を真摯に果たされたい。

また、管理許可の対象となる施設における修繕は、通常は、施設の使用により経常的に発生する修繕を想定しており、地震による被害などの臨時的な修繕や施設を対象とするような大規模な修繕を含まないと解するべきである。そのため、地震の被害によるプールサイドのひび割れの修繕（平成 23 年度：1,523 万円）や室内プールの天井の半分を対象とする雨漏りの修繕（平成 25 年度：2,500 万円）は原則として市が実施することを前提にみどりの協会との協議に臨まれたい。

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

1. 環境事業所における普通ごみ等の収集運搬業務等について

(5) 財産管理(物品、被服等)について

③結果

監査の結果(指摘事項の概要)	講じた措置
<p>ウ. 消耗品管理について【環境事業所】(報告書 P99)</p> <p>各環境事業所において、事務用消耗品(鉛筆、ボールペン、マーカー、ファイル、ラベル等)及び事業用消耗品(トイレットペーパー、浴室用洗剤、トイレ用洗剤、粉石けん及び住居用洗剤等)を使用している。</p> <p>各環境事業所において、事務用消耗品および事業用消耗品について入庫日、取扱者、入庫数、出庫数、残数をノートに記帳したり、所長補佐等が在庫状況を適宜管理したりするなどしているが、消耗品の管理簿及び受払簿が作成されていない。</p> <p>一方、会計室長発出の「消耗品出納簿」の記載について(平成16年4月1日)では、「事務の簡素化を図るため」消耗品出納簿に記載することを省略することができる消耗品として、i 受入後ただちに消耗され保管のいとまがないものや ii 収入役が指定する物品(事務用消耗品等)を明記している。この通知に基づき、適正に判断することが必要であると考えるが、事務用消耗品の中でも受入後、即座に消耗し保管のいとまがないもの以外の消耗品として、トイレットペーパー等がある場合は、消耗品出納簿での管理が必要であるものと考えられる。</p> <p>消耗品は個人的な使用ないし流用が可能な物品であり、このようなリスクを低減させる観点から、消耗品出納簿での管理が原則とされており、また、会計室長発出の通知に基づき、消耗品出納簿での管理が省略することができるものについては、記載様式については任意形式の受払簿により管理を行うことが重要であり、消耗品出納簿又は受払簿</p>	<p>消耗品出納簿での管理が必要であるトイレットペーパー等の事業用消耗品については、「消耗品出納簿」の記載について(平成16年4月1日付会計室長通知)に基づき、平成28年4月から消耗品出納簿を作成し、毎月末に数量の確認を行っている。</p>

での数量管理を行うとともに、定期的に実査を行
われたい。

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II - 1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

1. 環境事業所における普通ごみ等の収集運搬業務等について

(5) 財産管理(物品、被服等)について

③結果

監査の結果(指摘事項の概要)	講じた措置
<p>エ. 領収書の管理について【環境事業所】(報告書P99)</p> <p>各環境事業所においては粗大ごみ処理手数料及び動物死体収集の際に現金を入金する場合、それと引き換えに領収書を発行している。ここで、領収書は、「千葉市物品会計規則」第5条の消耗品に属し、別表第1の消耗品のうち、印刷物類に属する。したがって、物品取扱員または区物品取扱員を設置する所(環境事業所)に消耗品出納簿(別表第7、様式第7号)の記帳義務が存する。</p> <p>しかし、収集業務課から各環境事業所へ払い出した領収書の数量については把握されているものの、各環境事業所においては領収書について管理簿等を作成していない。</p> <p>このように、領収書等の冊数管理・番号管理がなされていないことは、粗大ごみの直接搬入などにより現金の入金があった際に、使用されていない領収書を利用した公金等の窃用のリスクを残すことにつながり、内部統制の面で問題がある。</p> <p>したがって、消耗品であっても領収書等の性質上、会計面でも重要な消耗品について、今後は管理簿等により領収書等の冊数管理及び番号管理を徹底されたい。</p>	<p>各環境事業所において領収書管理簿を作成し、平成28年4月から、領収書の冊数番号及び領収書番号を領収書管理簿に記載することにより、管理を徹底している。</p>

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II-1. ごみ収集運搬業務及びし尿処理事業等について

2. し尿処理事業及び浄化槽指導事業について

2-2. 衛生センターの施設管理及び運転管理について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>①財産管理について【廃棄物施設課】(報告書 P118)</p> <p>公有財産の管理に際しては、使用を終えた後に廃止の決定がなされ、その後、適切な時期に処分や取り壊しがなされる。財産管理上は、建物、工作物等が老朽化し、使用に耐えなくなったときは、行政財産の用途廃止を行う必要がある（公有財産規則第39条）。しかし、現在の衛生センター遊休設備及び旧衛生センターの稼働停止の施設については、用途の変更（廃止）に伴う台帳記載事項の変更がなされていない。</p> <p>現在の衛生センターの遊休設備については、災害時等の緊急の場合等での利用が全く見込めないとまでは言い切れない。しかし、遊休設備の維持管理が未実施であることや近年のし尿処理量の減少を考慮すると、再稼働する見込みは極めて低いものと考えられる。したがって、例え現状のように撤去がなされていなくても、いわゆる有姿除却（法人税法で廃止した施設等を取壊ししない状況で固定資産台帳上償却計算の対象から外し、台帳管理から外すこと）すべき状況にあるものと考えられる。</p> <p>また、旧衛生センターの建物設備については、将来の利用可能性も認められない施設であることに鑑みると、例え現状のように撤去がなされていなくても、いわゆる有姿除却すべき状況にあるものとする。加えて、旧衛生センター施設については耐震基準を満たしているかについても調査を行っていないことから、倒壊等の危険性も懸念され、施設の安全管理上のリスク低減のために、速やかに撤去を検討することが適切であるものとする。</p>	<p>現衛生センターの遊休設備（一次処理設備・二次処理設備・高度処理設備・汚泥設備）及び旧衛生センターについては、用途の変更（廃止）を行い、財産分類を普通財産とした。</p> <p>また、今後の供用が不可能であり、施設として廃棄すべき状況にあるため、公有財産（工作物）台帳の摘要欄及び建物台帳の異動事由欄に用途廃止と明記した。</p> <p>なお、旧衛生センター建物の撤去については、費用対効果及び跡施設利用等を勘案し検討を進めるため、撤去までの期間について、敷地周囲のフェンスの出入口を施錠するなど安全管理上のリスク回避措置を徹底している。</p>

える。

公有財産の効率的運用を図るためには、財産の供用の実態及び今後の利用計画の有無に即して、公有財産規則に従って用途廃止の手続を適時に実施されたい。併せて、例え現状のように、取り壊しが済んでいない場合であっても、公有財産台帳においては、今後の供用が不可能であり、施設及び設備として廃棄すべき状況にある旨を明記する等、実態に合わせた管理を行なわれたい。

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II-2. 清掃工場におけるごみ焼却等業務について

2. 長期責任型運営維持管理業務における臨機の措置等について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③ 臨機の措置等によって取得した資産について【廃棄物施設課、新港清掃工場】（報告書P132）</p> <p>平成24年度には、臨機の措置により液状化の影響による熱供給設備修繕が実施されている。この修繕の中には、今後更なる地盤沈下が予想されるため実施された、熱供給先と蒸気供給用地下ピットに無線式送受信機を設置するための通信システム変更工事が含まれている。当該変更工事は、東日本大震災後の液状化による地盤沈下が進行している中、蒸気供給先との間で蒸気供給設備の情報を送受信する地下埋設光通信ケーブルが断線されたため実施されたものである。</p> <p>当該熱供給設備修繕は、既存設備の修繕である「熱供給設備改修」部分と新たな機器の設置である「通信システムの変更」部分とに分けられる。後者は新たな機器である無線式送受信機の設置であるが、長期責任型運営維持管理業務の中で実施されていることもあり、財産の取得として扱われず、公有財産台帳への登録漏れである。予算科目が工事請負費、公有財産購入費又は備品購入費でなければ財産又は備品の取得にならないわけではなく、委託料の執行の中での工事の実施により財産を取得する場合もある。今回の無線式送受信機の設置は、委託料の執行の中で市が管理することとなる財産が整備されたものであり、公有財産の取得の一つの形態として財産台帳への登録による管理が必要であったものと考えられる。</p> <p>液状化の影響による熱供給設備修繕によって新たに設置した無線式送受信機（35,975千円）は資産の取得に該当するため、千葉市公有財産管理規</p>	<p>新港清掃工場における熱供給設備修繕によって新たに設置した無線式送受信機については、増設による財産の取得として、公有財産（工作物）取得通知書により管財課長へ通知し、平成28年5月20日付で公有財産（工作物）台帳へ登録された。</p>

則等に従って公有財産台帳等へ記載する等、適切に管理されたい。	
--------------------------------	--

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II-2. 清掃工場におけるごみ焼却等業務について

6. 廃止状態にある建物等について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>① 廃止状態にある建物の管理について【廃棄物施設課、北谷津清掃工場】（報告書 P144）</p> <p>公有財産の管理に際しては、使用を終えた後に廃止の決定がされ、その後、適切な時期に処分や取り壊しがなされる。公有財産管理上は、建物等が老朽化する等、本来の使用に耐えなくなったときは、行政財産の用途変更（行政財産の用途を他の行政用途に変更すること等）を行う必要がある。また、千葉市公有財産規則においては、用途の変更があったときは、公有財産取得（異動）通知書により管財課長に通知しなければならないとされている（千葉市公有財産規則第39条）。しかし、旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、用途変更がなされていない。</p> <p>旧職員宿舎については、将来の利用可能性も認められない建物であることに鑑みると、たとえ撤去が完了していなくても、いわゆる有姿除却（取壊し処理をしなくても用途を廃止し、台帳管理上、通常の使用に供していないことを明記する処理で基本的には法人税法の用語である。）すべき状況にある。また、建物内部は老朽化が進んでいることから、火災等の施設の安全管理上のリスク低減のためには、速やかに撤去することが適切である。さらに、廃止の決定がなされた建物については、本来、計画的に撤去することが撤去工事の予算の先送りによる後年度の工事予算の集中化を避けることができ、各年度の予算平準化に寄与するものと考えられる。</p> <p>一方、プラズマ溶融センターについても、建物内部は一部雨漏りも把握され、安全管理上撤去することが適切である。ただし、新清掃工場（北谷</p>	<p>北谷津清掃工場の旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、平成28年6月27日及び平成28年5月31日付で、市公有財産規則に従い用途廃止の手続きを行うとともに、今後の供用が不可能であり、施設として廃棄すべき状況にあるため、建物台帳の異動事由欄に用途廃止と明記した。</p> <p>なお、ごみ焼却施設については現在の3清掃工場から2清掃工場体制への移行とその後の安定した処理体制の確立を図るため、平成27年12月に策定された「一般廃棄物処理施設基本計画」に基づき、平成28年度末に老朽化した北谷津清掃工場を停止させ、跡地に新清掃工場を整備することとしており、旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターを含む現在の北谷津清掃工場施設について、新清掃工場の整備と併せ撤去を行う予定である。</p>

津用地) の整備計画も検討中であることから、当該整備の際に一括して撤去する場合と速やかに撤去する場合とのコスト比較等を実施し、その結果によって撤去の時期を検討することが必要である。

以上のとおり、千葉市財産管理規則上、適正な管理を行うために、財産の利用実態に即して、用途廃止の手続を実施されたい。例え、取り壊しが済んでいない場合でも、建物台帳においては、今後の利用が不可能な廃止状況にある旨を明記する等、実態に合わせた管理を行われたい。

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II-2. 清掃工場におけるごみ焼却等業務について

6. 廃止状態にある建物等について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>② 廃止状態にある建物の期末簿価について 【廃棄物施設課、北谷津清掃工場】（報告書 P145)</p> <p>事実上、用途廃止の状態である公有財産について、台帳価額が備忘価額（1円）ではなく、通常供用されている財産と同様、次の手法を踏まえた簿価算定方法に基づく価額が付されている。</p> <p>すなわち、新地方公会計モデルでは、資産の概念をおおむね次の2つに整理している。</p> <ul style="list-style-type: none">i 将来の資金流入をもたらすもの。ii 将来の行政サービス提供能力を有するもの。 <p>地方公共団体の場合、将来に向けた現時点での行政サービス提供能力をより適切に評価できるという考え方から、再調達価額を基本とする公正価値評価を原則にしている。これは、仮に、現在使われている資産が滅失した場合に、同様な行政サービスを引き続き提供するためには、滅失した資産と同様のものを再取得する必要があるからである。</p> <p>北谷津清掃工場では、新地方公会計モデルの考え方に従い、取得価額にデフレーターを乗じて再調達価額を算出した後、耐用年数による減価償却を実施し、旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターの期末簿価を算定している。しかし、旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、事実上、用途は廃止されている状況であり、上記の資産概念には該当せず、特に、将来の行政サービス提供能力は有していないため、期末簿価については、再調達価額を基に算出する方法は実態に即していない。</p> <p>新地方公会計モデルでは、売却可能資産の選定</p>	<p>北谷津清掃工場の旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、用途廃止手続きを完了するとともに、市場価値を有していないことから、平成27年度期末簿価を備忘価額（1円）とした。</p>

方法の具体例として、すべての普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産が挙げられている。旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、将来の利用可能性も認められない建物であり、事実上、「普通財産及び用途廃止が予定されている行政財産」に該当する。したがって、旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、売却可能資産の評価方法に準じて評価し、具体的には実現可能価値又は市場価値により評価することとし、実現可能価値又は市場価値が識別できない場合には、ゼロ評価または備忘価額（1円）での管理を実施されたい。

平成27年度包括外部監査

監査のテーマ：千葉市が実施する廃棄物対策事業

(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)

に係る事務の執行について

第3 外部監査の結果

II 廃棄物対策に係る監査結果について

II - 2. 清掃工場におけるごみ焼却等業務について

6. 廃止状態にある建物等について

(3) 結果

監査の結果（指摘事項の概要）	講じた措置
<p>③ 廃止状態にある建物に対する火災保険の付保について【廃棄物施設課、北谷津清掃工場】（報告書 P146）</p> <p>「公有財産のうち火災保険その他適当と認める保険契約を締結する必要があるもの（公有財産規則第18条）」については、当該財産の保険契約を締結し、保全に努める必要がある。旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済の対象に含まれている。</p> <p>損害共済での評価額は再調達価額であり、建物総合損害共済での評価額を再調達価額とする理由は、施設に損害が発生した場合に新しく建て直すことを目的としていると考えられる。旧職員宿舎及びプラズマ溶融センターについては、将来の利用可能性は認められない建物であることに鑑みると、建物が滅失した場合でも、同様の建物を再取得することは想定していない。したがって、廃止状態にある建物については、損害共済の対象から除外することを検討されたい。</p>	<p>北谷津清掃工場の旧職員宿舎とプラズマ溶融センターの建物については、焼失しても再取得することが想定されない廃止状態にある建物であることから、平成28年5月31日付で建物総合損害共済の対象から除外した。</p>